

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 15 日現在

機関番号：24402
 研究種目：若手研究(B)
 研究期間：2012～2014
 課題番号：24760501
 研究課題名(和文) 地域特性に合わせた事前確定的基準と裁量的審査の相互関係に関する米加豪の比較研究

 研究課題名(英文) The comparative study on the mutual relationship of the prescribed regulation and the discretionary development review implementation, between the American, Canadian and Australian cities.

 研究代表者
 堀 裕典(Hori, Hirofumi)

 大阪市立大学・都市研究プラザ・特任講師

 研究者番号：00614653

 交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、米加豪諸都市での事前確定的基準と裁量的開発協議の仕組み、およびその運用を明らかにし、比較研究を行った。1次調査は、米国人口上位100都市、カナダ主要都市8都市、オーストラリア主要6都市での法規制の分析を行い、2次調査として各国数都市での現地調査を行った。その結果、オーストラリアでは開発規模で州組織と地方自治体に審査主体が分かれており、その利点と課題が存在した。カナダ・アメリカでは裁量的開発協議が特に中層住居地区で有効に運用されている一方で、高層住居地区等では、他の特例許可制度等の影響もあり、顕著な効果は見られなかった。

研究成果の概要(英文)：In this study, I identified the mutual relationships between the prescribed regulations and the factors discussed in the discretionary development review and the implementation in the cities of U.S.A., Canada and Australia. The 1st step of this study is the research on reading the all ordinances and related legal documents of 100 largest cities in population in U.S., major 8 cities in Canada and major 6 cities in Australia, then selected several cities as case study cities. As a result, in Australian cities, the review are undertaken by both the states and cities. It has both advantage and disadvantage as well. In U.S. and Canada, the discretionary review system works well, in the mid-rise residential area especially. However, in the hi-rise condominium neighbourhood, the system doesn't works so much, because of the other development incentives.

研究分野：都市計画法制度、都市デザイン政策

キーワード：裁量的開発許可 デザインレビュー 都市計画法制度 都市デザイン政策 アメリカ カナダ オーストラリア 景観法

1. 研究開始当初の背景

日本の都心部では、住環境悪化によるマンション紛争や景観紛争が未だ起こっており、地区の特性に合わせた形態規制および効果的な開発誘導のあり方が問われている。これまで、海外都市における事前確定的開発基準と裁量的審査との相互関係について実証的に論じられた制度論的文献は、ほぼ存在せず、市街地の状況に応じた規制誘導のあり方を検討するにあたり、本研究は非常に参考になりうるものと考えられる。

2. 研究の目的

本研究は、米加豪主要都市を対象として、事前規定された開発基準の適用と裁量的開発協議運用の実態を調査し、個別案件の比較研究を行うことで、日本における効果的な開発誘導のあり方を検討する事を目的とする。

3. 研究の方法

本研究では、開発の審査対象や市民参加を含む審査主体と決定権限、不服申立てを含む協議プロセス、実際の空間への反映などを視点とし、各都市におけるゾーニング等を含む開発行為に関する法的枠組みを明らかにし、実際の個別協議の内容からその成果と課題を明らかにした。関連法規、条例、デザインガイドライン等については各自治体ホームページ等、開発協議議事録、スタッフレポート等については各自治体関係部局およびマイクロフィルムライブラリー等にて入手した。なお、現地調査では、実際の空間形成にいかん反映されているかという点に着目し、詳細な分析を行った。

4. 研究成果

(1) 開発許可における裁量の種類と研究対象

北米の裁量的開発許可は、Variance, Special use permit, conditional zoning, Design review などの多くのメニューが存在する (Blaesser 2008 ほか)。本研究では、その中でも日本の課題を背景とし、事前確定的に設定された基準に対し、個別敷地の状況によりその形態・意匠が多主体の参加により協議・誘導される制度を対象とし、アメリカ・カナダにおいてはデザインレビューやアーバンデザイン委員会審査、オーストラリアについては、裁量的計画審査を対象とした。

(2) 米国におけるデザインレビュー

米国のデザインレビュー研究は、1992年シンシナティ大学で行われた学会が契機となったとされ (Schuster 1997)、その後、Scheer (1994) や Hinshaw (1995)、Punter (1999) などが、裁量的なデザインレビューやデザインガイドライン等の運用について論じている。しかし、2000年代に入り、所有権や開発権に関して強い意識をもつアメリカにおいては、開発利益の予測が難しい裁量的審査ではなく事前明示型規制の研究に多くの時間が費やされ、裁量型許可制度研究の流れが途絶えた。なお、これまで米国主要都市のデザイン審査及び類似の制度を全国的に整理した論文としては、Habe (1989)

による66都市のPublic design controlに関する研究、369都市を対象としたLightner (1993)の運用実態調査が挙げられるが、それ以降、横断的に調査・分析した論文は存在しない。制度類型化に関しては、Shirvani (1981)、Bleaser (1998)等があるのみで、これに類する文献は、近年見られない。

① 主要都市のデザイン審査制度の類型化

米国諸都市のデザイン審査制度を網羅的に把握し、詳細なケーススタディを行う都市を選定するため、人口上位100都市 (USセンサス2000)を対象として各都市の条例等より、審査の対象や審査主体という視点で分類を行った (表1)。その結果、100都市中50都市において一般市街地でのデザイン審査及びデザインガイドラインを制定していることが分かった。残りの50都市については、歴史保全地区における取り壊し審査や歴史的建造物審査を行っており、一般市街地における建築行為は審査対象外であった。そのうち40都市では、デザインガイドラインだけではなく委員会・行政による審査が行われていた。全市域を対象とした都市群では、11の都市で委員会審査と行政審査の組み合わせによる審査が行われていた。なお、特定の地区のみで審査を行なっている都市では、11都市がダウントウンを中心とした審査を行っており、郊外住宅地を対象にした都市はフェニックスのみ、ラスベガス、メンフィスではサインレビューのみが行われていた。なお、市全域を対象にしている都市の多くは、対象物件を中-大規模物件としており、特定の閾値を設定している都市が多く見られた。

② チャーター都市とデザインレビュー制度

Kumer (2002)の調査によれば、「カナダにおいては独自チャーターを持つ都市は、アーバンデザイン規制に対しても大きな自治権を持つ都市である」とあることからチャーター都市による類型化も行ったが、米国においては、チャーターによる都市間の差異や特別な権限はないと考えられる。

③ 特徴的な都市デザイン規制を持つ都市

ボストン、サンディエゴでは、再開発公社が審査を行い、ミネアポリス、デトロイトでは、行政による審査が行われている。その他、フォームベーストコードに移行したマイアミ市では部局内職員によるデザインレビュー委員会が廃止され、大規模審査委員会のみ残された。ミネアポリスでは、スタッフ審査による公平性を確保するため、ガイドラインでは定量的基準を用いる他、定性的な基準についても具体性を持つ基準、例えば、屋根のラインを揃える事や、駐車場は裏もしくは建物内部に設置する等、行政スタッフでも審査がしやすい事前明示基準を用い、事業者にとっても事前予測のしやすい制度設計としている。なお、審査対象も中-大規模の住宅・増築等に限定し、審査数を減らすことでスタッフの負担を減らしている。シアトル市では、スマートグロース戦略に基づき開発の集中を行なっ

ているが、デザインレビューによって地域に対する新規開発のインパクト軽減を目的とした建築ボリュームの段階的な軽減等がデザインガイドラインの中で明記されている。

④実際のデザインレビュー運用事例

デザインレビュー制度の運用と実際の都市空間との関係を探った研究は、ポートランド市の大規模操車場跡地における再開発事例を

扱った關(2006)が挙げられるが、市街地の個別更新の際の周辺との調和という視点では書かれていない。なお、シアトルにおける関しては、堀(2007)によって市民から不服申立てが行われた事例について分析され、デザインレビューの中で樹木保全制度との連携を行っている事例も紹介されている(堀 2010)。なお、デンバー市の事例は、堀(2009)シン

シナティ市の事例は、堀(2011)に詳しい。そこで、本項では、シアトル市での成功事例及びこれまで調査の行われていないマイアミ市の事例を取り上げ、その成果と課題を探る。

■シアトル市:事例A

ダウンタウンにほど近い丘陵地に位置し、中層アパートと木造低層住居等が混在する市街地での開発である。全2回の協議が行われ、隣接敷地との関連性や地域の特性を活かした建築ボリュームについて協議され、プライバシー確保のためのバルコニー位置等住民の要望も取り入れられた建物が建築された(図1、図2参照)。

■マイアミ市大規模開発:事例B

郊外住宅地、幹線道路沿いにおける商業地域と低層住居専用地域が隣接するエリアでの開発。住民による反対もあり、問題となった物件である。事業者側も譲歩したが、事前規定された基準から大きく譲歩することは出来ないとして、1-2階程度の削減に留まった(図3参照)。

⑤ まとめ

米国における人口上位100都市におけるデザインレビュー制度の整理については、ほぼ半数で裁量的審査やデザインレビューを避け、ゾーニング等の事前確定的基準により建築物の開発許可が与えられていた。一方で、デザインレビューを行なっている都市では、歴史的保存を目的とした都市が多く、一般市街地でデザインレビューを行なっている都市は40都市と少なかった。実際のデザインレビューの運用についてシアトルでは、地域環境に合わせた建築形態とデザイン、住民の要望への対応等でより質の高い建築物が建てられ、ゾーニングと裁量的開発協議のバランスが良く取られていることがわかった。一方、マイアミ市においては、事前規定されたゾーニングの課題により、財産権の課題等もあり、周辺住民との軋轢も生じており、新しいスマートコード Miami21 の運用も期待される場所である。

今後、都心部における持続可能な開発を進めていくにあたり、近隣との調整は必須となってくると考えられ、これらの先進的都市から学ぶものは多いと考えられる。

表 1.40 都市の類型化

対象地区	審査主体	都市名 (チャーター都市には○)	人口 (万人)	備考
全地域	再開発公社	Boston, MA(○)	58.9	
		Spokane, WA(○)	19.5	
	委員会審査 (小規模は 行政審査)	Mesa, AZ(○)	39.6	中規模以上の開発物件が対象
		Fort Worth, TX(○)	53.5	
		Sacramento, CA(○)	40.7	
		Oakland, CA	39.9	
		Madison, WI	20.8	
		Pittsburgh, PA	33.5	
		Seattle, WA	56.3	
	Glendale, CA	19.5		
	行政審査+ 委員会	San Francisco, CA(○)	77.7	基本的に行政審査。ダウンタウンの大規模開発は都市計画審議会へ
Denver, CO		55.5	基本的には行政審査。委員会は、行政とは独立した組織である	
行政審査	Minneapolis, MN	38.3	数値基準等具体的なガイドライン	
	Detroit, MI	95.1		
特定地区のみ	再開発公社	San Diego, CA(○)	122.3	ダウンタウンのみ再開発公社が審査
		Arlington, TX(○)	33.3	
	委員会	Portland, OR(○)	52.9	ダウンタウン及び特定地区が対象
		Scottsdale, AZ	20.3	中心市街地。
		Oklahoma City, OK	50.6	
		Cincinnati, OH	33.1	行政出資、市が関連するもの
		Lexington-Fayette, KY	26.1	
	委員会	Tucson, AZ(○)	48.7	
		Tampa, FL	30.3	
		Jacksonville, FL	73.6	(現在休止中の模様)
	委員会	Louisville, KY	25.6	(現在休止中の模様)
		Milwaukee, WI(○)	59.7	
	委員会	Kansas City, MO(○)	44.2	
	委員会	Washington, DC	57.2	
委員会	Fresno, CA(○)	42.8	歴史的市街地と商業地区との複合市街地	
行政審査	Phoenix, AZ(○)	132.1	スプロール郊外住宅地を対象	
委員会	Aurora, CO	27.6	(現在休止中の模様)	
委員会	Des Moines, IA	19.9	行政出資もしくは市が関連するもの	
その他	-	Miami, FL(旧条例11000)	36.2	部局内デザインレビューは廃止
	-	San Antonio, TX	114.5	一部エリアがFBCに
	-	Montgomery, AL	20.2	
	委員会	Omaha, NE	39.0	
	-	Tacoma, WA(○)	19.4	
-	Las Vegas, NV(○)	47.8		
-	Memphis, TN	65.0		
-	Los Angeles, CA(○)	369.5	各区の裁量に任されている	

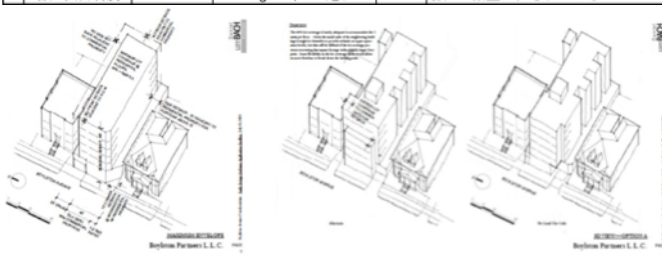


図 1. 建築ボリュームの検討



図 2. 左: 坂下より、中、物件写真、右、坂上より



図 3. 中層部ペントハウスの1階分割減のみ

(3)カナダの都市計画制度・デザインレビュー
イギリスと米国都市計画の両特徴を持ち、フランスからの影響も受けているカナダ諸都市でのデザインレビュー制度の運用分析を行った。関連研究はPunter (2003)、Kumar (2002, 2005, 2007)等があるが、カナダは米国と異なりアーバンデザインへの関心は低く、体系的な規制に関する研究は行われていない (Kumar 2002)。しかし近年、権限委譲を含めた都市計画法制度について議論され、各都市で裁量的デザイン審査が導入される等、景観や都市デザインに対する市民意識の向上が見られるとも報告されている (堀 2010, 2011)。

① 州政府と地方自治体の都市計画権限

1867年の4州連合国家設立以来、未だ州は自治体に対する独占的な規制権限、課税権限、都市計画権限等を保持している。1912年以降、自治体都市計画が可能となる州法が制定されたが、1909年イギリス住宅都市計画法からの大きな影響を受けており、最終的な都市計画決定権限は州が持つ。初のゾーニング条例は1924年にKichener市で可決したが、米国とは異なる非常に広い裁量制を持つ。敷地権はイギリスと同じくコモン・ローにより確立され、米国憲法第五修正条項のような保護条項が存在しないため、司法機関が州と市民の権利調整を行っている。オンタリオ州などでは州紛争調停機関の強大な権力が自治体議会との軋轢を生んでいるという事実も存在する。

② カナダ主要都市のデザインレビュー

開発圧力の高い人口50万人以上の都市を選定し、デザイン審査の対象・方法、市民参加の状況などを整理した (表2)。その結果、バンクーバー以外の都市では2000年代に入ってから導入され、トロント、オタワ、カルガリーでは、試行期間を設けたのち正式採用している。バンクーバーは開発許可委員会と開発

許可助言委員会、アーバンデザイン委員会が存在し、開発許可助言委員会は全て市民委員で運営されている。各都市の審査対象地区は主にダウンタウンや主要幹線道路沿いの開発圧力が高い地区に設定され、審査委員の構成はモントリオール市のみ議員が入っている。総じて、バンクーバー及びモントリオール以外はほぼ類似の審査制度を取っており、助言型である。審査項目は民間の開発のみならず、公園や道路整備、橋梁などの公共開発についても広範に渡り審査されている。

③ 運用事例 (モントリオール市現地調査)

高さ規制緩和に伴い、市議会、裁量的開発審査委員会、歴史保全委員会、都市計画諮問委員会の議を経て、16m規制地区での34m緩和提案→28m合意となった。周辺地区の特性に合わせたデザイン改善も行われた (図4参照)。

④ まとめ

カナダは州によって自治体への権限委譲に大きな差があるためバンクーバー市等では早期に確立されていたものの、全国的には近年になり制度が導入された。一部の都市においては、試用期間を設けていた事が非常に特徴的である。カナダは移民国家であり現在も人口が増加傾向であるため、ゾーニングによる計画規制のみならず住環境や景観にも配慮した高密度開発を誘導する政策が多く見られ、その中で個別敷地の建築更新の際、より高質な開発を誘導するために助言的デザインレビューが有効に使用されていることが分かった。



図4. 第1回提案 (左) と最終案 (右)

表2. カナダ主要都市におけるデザインレビューの概要分析表

都市	創設年 (試行年)	対象地区	アドバイス対象と市民参加	審査委員の構成とガイドライン
トロント ON	2010 (2007)	特定地区 (臨海エリア、歴史的市街地、旧合併前中心市街地)	・特定地区におけるすべての開発 ・ミーティングの公開、パブリックコメント	州建築家協会6名、州ランドスケープアーキテクト協会3名、州都市計画専門家協会2名、州エンジニア協会1名/マスタープラン及びストリートデザインガイドライン等
オタワ ON	2010 (2004)	・ダウンタウン戦略エリア ・歴史的メインストリート ・複合用途中心地区 ・その他市議会に承認されたデザインプラン対象エリア	・ゾーニングの密度・高さ変更時。(リゾーニングと開発が同時に行われる場合)、Design Priority Areasにおけるすべての開発と公共事業 (インフラ含) / 委員会の公開、パブコメ	5名の建築家、2名のランドスケープアーキテクト、1名の都市計画プランナー、1名の緑化テクノロジー専門家、1名の歴史保全専門家 (非常勤) / イラスト、図面、写真、テキストによる総合的なガイドラインで、要素ごとに分冊有り
エドモントン AB	2005	ダウンタウン及びその周辺部とダウンタウンから郊外に伸びる主要道路沿い	・大規模開発、リゾーニング申請、公共プロジェクト/委員として市民参加、ミーティングの公開	州登録建築家3名、州エンジニア・地質学・地球物理学協会会員から1名、州登録ランドスケープアーキテクト2名、州登録都市計画家1名、アート委員会委員1名、開発業者の代表1名、アルバータ大学のファインアーツもしくは工業デザインプログラムの教員、全市から1名の市民/テキストのみ
カルガリー AB	2007 (2002, 2004)	センターシティ (ダウンタウン) のBRZエリア、トランジットオリエンテッド開発エリア (TOD)	・大規模開発、TOD開発等 ・市民参加規定なし (条例)	州登録建築家4名、州ランドスケープアーキテクト2名、1名 APEGGA 1名、カナダ都市計画家協会メンバーでアーバンデザインのバックグラウンドを持つもの2名 ※市議会議員は委員にはなれない / 大規模、シティセンター等のガイドラインが現在策定中
ウィニペグ MB	2004	ダウンタウン	・新規開発、サイン、パティオ、パーキング、街路、取り壊し審査のうち、大規模なものや大きな影響を与えるもの / 市民参加規定なし (条例)	3名 マニトバ建築家協会、3名 マニトバランドスケープアーキテクト、1名 マニトバ都市計画プランナー、1名 都市開発インスティテュート専門家、1名 CentreVenture の代表者 (ウィニペグ開発公社)、2名 歴史委員会委員 / 写真とテキスト
サスカトーン SK	2007	リバーフロント及びショッピングストリート沿い	・すべての開発 ・市民参加は新聞への広告のみ	・都市計画家、建築家、ランドスケープアーキテクト、デザイン学もしくは関連する分野の学者等から3-5名 ・ガイドラインは、写真とテキスト、適宜イラストによる
モントリオール QC (合併年)	2002	区に分権されているため、それぞれ運用が異なるが、市の指定した重要とされる様々な景観計画区域内 (以下 Sud-Ouest を事例)	・新築物件の全て、増築 (外観の変更も含)、歴史的物件等: 10万ドル以上は議会承認、その他は委員会のアドバイスで区許可・委員への市民参加	メンバーは7名で任期は2年。そのうち1名は自治体議員、6名は住民。住民のうち少なくとも3名は都市計画、整備、デザイン、建築、遺産分野の専門家として選ばれる。加えて代理メンバーを4名任命できる。・ガイドラインはテキストのみによる
バンクーバー BC	1998	ダウンタウン及び主要幹線道路沿いエリア等、市街地中心部が主だが、開発許可委員会から依頼を受けた物件が対象	・開発許可委員会からの依頼物件 ・ミーティングの公開、パブリックコメント	6名: プリティッシュコロンビア州建築家協会のメンバー、2名: エンジニア協会のメンバー、2名: ランドスケープアーキテクト協会のメンバー、1名: 開発業者、1名: バンクーバー都市計画委員会の代表者 / イラスト、図面、写真、テキストによる総合的なガイドラインで、要素ごとに分冊有り

(4) オーストラリアにおける裁量的計画許可

今回のオーストラリア主要都市における裁量的計画許可に関する調査研究では、2段階の調査を行った。これまで、アデレードについては、2009年度に現地調査を行ってきており、今回調査では主要6都市における裁量的計画許可制度の分類を行い(表3参照)、州と市の両方に審査組織を持つ、アデレード市、シドニー市、パース市を対象として、詳細な調査を進めることとした。なお、アデレード市についてはWeb等で内容の精査にとどめ、現地調査は、シドニー市及びパース市にて行い、市・州担当者へのヒアリング調査を行った。

① 主要6都市における開発審査制度の整理

オーストラリアの特徴は自治体だけではなく州にも審査組織が存在することである。最終決定権者は市議会であるが、開発協議の場としては各都市によって異なる。委員会等の設立の歴史は、アデレード市のサウスオーストラリア州開発審査委員会が1993年と最も古く、2005年にホバートおよびパース、2007年にシドニーと続く。審査対象は、市の重要物件や大規模開発、制度策定等が見られる。

② パース市の計画許可制度とその運用

パース市では、再開発公社による大規模プロジェクトが行われており、そのエリア外において、総工費 1500 万ドル以上の事業は、必ず州開発審査委員会の審査が必要となる。それ以下やエリア外の事業については、パース市が審査を行う。州政府は、それぞれ他の市や広域エリアにおいても計画審査委員会を持っている。審査された物件はクオリティの高いものとなっており、州開発審査委員会による協議の効果が出ていると考えられる(図5参照)。



図5. 開発審査委員会で協議された物件

表.3 オーストラリアにおける主要都市の計画許可・協議制度

都市	根拠法	最終決定権者	開発協議を行う組織	設立年	委員会構成	開催頻度	対象物件
アデレード, SA	開発法93	市議会	市開発審査委員会	2001	専門家・議員	月2回	反対意見があった小規模～中規模物件
			州開発審査委員会	1993	専門家	月2回	大規模物件、公共施設
シドニー, NSW	環境計画・アセスメント法(1979)	市議会	デザインアドバイザー委員会	2007	専門家	約2ヶ月に1回	重要物件
			州計画審査委員会	2008	専門家	応じて	市長委託案件、公共施設
メルボルン, VIC	都市計画・環境法(1987)	市議会	都市計画委員会	2006-2010	議員	月1回	-
パース, WA	都市計画・開発法(2005)	市議会	デザインアドバイザー委員会	2005	専門家	月1-2回	容積ボーナス、デザイン検討の必要のある物件
			州都市計画委員会	2005	議員	月1-2回	すべての物件、制度策定に関する審査も行う
ブリスベン, QLD	総合都市計画法	市議会	neighborhood planning and Development Assessment committeeの協議の後、市議会への助言が行われる。	不明	議員	応じて	大規模開発の場合
ホバート, TAS	都市利用計画許可法(1993)	市議会	基本的には、都市計画・開発委員会の審査その他、特定エリアでの開発公社でのデザイン審査委員会が存在	2005	専門家	月1-2回	重要案件、制度策定審査

(5) まとめと考察および今後の取りまとめ

本研究では、米加豪3カ国の主要都市における事前確定的基準の設定と裁量的開発協議の運用から、その基準設定や開発協議のあり方を検討した。米国を対象とした調査分析の結果、裁量的開発協議制度を導入していない都市も多く存在した。シアトル等の先進都市では、裁量的な開発協議によって住民意見を取り入れ、周辺への影響を抑えた開発が誘導されていた一方で、事前確定的基準が緩かったマイアミ市では、マンション紛争が勃発し、協議によって周辺環境への影響軽減を行うことが難しかった。全国的に裁量的開発協議制度は、中層住居地域では効果を発揮できていると考えられるが、高層住居地域では、他の特例許可等の影響もあり、運用に課題がある。一方カナダでは、自治体都市計画権限が州によって大きく異なる。バンクーバーでは、住民意見によって10m以上の高さ削減等が可能であった。モントリオールにおいても、周辺環境に合わせた良好な建築デザインが誘導されていたが、中心部の大規模開発にとどまり、その他都市においては、まだ運用が始まったところで、発展途上とも言える。オーストラリアについては、カナダに比べ、より州の権限が強く、大規模開発については、州の開発審査委員会の議を経ねばならない都市も存在した。一方で、パース市のように州委員会との良好な関係を築いていくことで、州・自治体での役割分担が可能となり、より周辺環境と地区の特性に合わせた開発が誘導可能となる制度設計となっていると考えられる。以上の調査分析結果や考察は、今後、日本都市計画学会及び日本建築学会等の論文集に分割して投稿・掲載の予定である。

【参考文献】

- ① Blaesser, B. W. "Discretionary Land Use Controls: Avoiding Invitations to Abuse of Discretion", Thomson West, 2008
- ② Schuster, J. Mark. "The Role of Design Review in Affecting the Quality of Urban Design: The Architect's Point of View" Journal of Architectural and Planning Research, 1997
- ③ Punter, John, "Design Guidelines in American Cities: A Review of Design Policies and Guidance in Five West Coast Cities", Liverpool University Press, 1999
- ④ Scheer, Brenda Case, Preiser, Wolfgang F. E. "Design Review: Challenging Urban Aesthetic Control", Chapman & Hall Published, 1994

- ⑤ Hinshaw, Mark, "Design Review", American Planning Association, 1995
- ⑥ Habe, R. "Public design control in American communities", Town Planning Review 60:3, pp. 195-219, 1989
- ⑦ Lightner, B. C. "Survey of design review practices. Chicago: American Planning Association" (Planning Advisory Service Memo), 1993
- ⑧ Shirvani, Hamid, "Urban Design Review: A Guide for Planners", Planners Press, Chicago, 1981
- ⑨ Kumar, Sandeep, "Canadian Urban Design Practice: A Review of Urban Design Regulations", Canadian Journal of Urban Research, Winter, Vol. 11, No. 2. pp. 239-263, 2002
- ⑩ 關 佑也他, 「法的拘束力を伴うデザイン審査の運用実態に関する研究 : 米国オレゴン州ポートランド市のデザインレビューを事例に」, 日本建築学会計画系論文集, 610号 pp. 117-124, 2006
- ⑪ 堀 裕典, 「私有地における容積規制緩和制度を持つシアトル市樹木保全条例とその運用」, ランドスケープ研究, 日本造園学会, 73号5巻, pp. 737-740, 2010
- ⑫ 堀 裕典, 小泉 秀樹, 「デンバー市におけるデザインレビュー制度の運用状況 チェリークリークノース地区を対象として」, 2009年度日本建築学会大会梗概集F-1、日本建築学会, pp. 951-952, 2009
- ⑬ 堀 裕典, 小泉 秀樹, 「アメリカオハイオ州シンシナティ市におけるデザインレビューの運用実態 について」 2011 年度日本建築学会大会梗概集F-1, pp. 1081-1082, 2011
- ⑭ Punter, John, "The Vancouver Achievement: Urban planning and design, Vancouver", UBC Press, 2003
- ⑮ Kumar, Sandeep, "Decision-Making in Urban Design: The Ontario Municipal Board Decisions in Toronto", Canadian Journal of Urban Research Vol. 14. No. 2. pp. 209-236, 2005
- ⑯ Kumar, Sandeep Agrawal, Emma Ladouceur, "Design Review: Lessons for Toronto", pp. 32-35, Plan Canada, 2007
- ⑰ 堀裕典、小泉秀樹「カナダトロント市におけるデザインレビューの運用実態について -建物形態誘導の視点から-」, 2010年度日本建築学会大会梗概集F-1, 日本建築学会, pp. 859-860, 2010
- ⑱ Hirofumi Hori, "The practices of Vancouver's discretionary development review system after 2004" World Planning Schools Congress 2011 in Perth, Australia, proceedings, 15 pages, 2011

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計5件)

- ① 堀裕典、マイアミ市旧条例 11000 における

デザインレビュー制度とガイドラインの考察、2015 年度日本建築学会大会梗概集 F-1、日本建築学会、2015、査読無

- ② 堀裕典、カナダ主要都市における都市計画法制度とデザインレビュー、2014 年度日本建築学会大会梗概集 F-1、日本建築学会、pp. 25-26、2014、査読無
- ③ 堀 裕典、田中 暁子、カナダ諸都市の一般市街地における裁量的開発審査に関する研究 -良好な住環境の保全・創出のための新しい協議制度の探求-、住総研研究論文集、住総研, No. 40 号, pp. 83-94, 2013, 査読有
- ④ 堀裕典、小泉秀樹、アメリカ合衆国におけるデザインレビュー制度の類型化とその考察、2013 年度日本建築学会大会梗概集 F-1、日本建築学会、pp. 985-986、2013、査読無
- ⑤ 堀 裕典、大阪市中央区におけるマンション紛争の実態 -コーポラティブハウスの弊害と自治会の意義-、2012 年度日本建築学会大会梗概集 F-1、日本建築学会、pp. 551-552、2012、査読無

〔学会発表〕(計6件)

- ① 堀 裕典, 「北米都市における商業用途地域での建築紛争について-裁量的デザイン審査制度の運用とその課題 -」, 日本建築学会用途規制再構築検討小委員会, 建築会館(東京都港区), 2014 年 1 月 17 日
- ② 堀 裕典, 「大阪における都市政策の課題と北米の都市デザイン政策 -マンション紛争と景観論争の観点から-」, 大阪市立大学学術戦略会議, 大阪市立大学学術情報総合センター(大阪府大阪市), 2013 年 9 月 24 日
- ③ 堀 裕典, 「コミュニティとともに紡ぎ出す建築デザイン-北米におけるデザイン審査制度と創造性のこれから-」, 大阪市立大学国際学術シンポジウム, 「都市の再創造-20 年後の大阪」, 大阪府立大学 I-site なんば (大阪府大阪市), 2013 年 9 月 18 日
- ④ 堀 裕典, 「都市をデザインする。~世界の街並みと都市デザイン政策のあり方~」 第 14 回マンスリーアートカフェ, 辰野ひらのまちギャラリー(大阪府大阪市), 2012 年 11 月 8 日
- ⑤ Hirofumi Hori, "Comparative study of Seattle and Vancouver on Discretionary design review practice", 43rd Annual Conference of the Urban Affairs Association, San Francisco, USA, 6th April, 2013
- ⑥ Hirofumi Hori, "The Role of the Urban Development Review Board: A Case Study of Miami City, FL, USA", 42nd Annual Conference of the Urban Affairs Association, Pittsburgh, USA, 19th April 2012

6. 研究組織

(1) 研究代表者

堀 裕典 (HORI, Hirofumi)

大阪市立大学・都市研究プラザ・特任講師
研究者番号 : 0 0 6 1 4 6 5 3